

精神障害者訪問介護（ホームヘルプサービス） 試行的事業の実施について

平成11年7月22日 障第468号
厚生省大臣官房障害保健福祉部長

在宅の精神障害者が、地域で安定した生活を送っていくためには、日常生活の支援が必要であることから、先般、精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）が改正され、平成14年度より精神障害者に対する居宅介護等事業が実施されることとなったところである。

今般、平成14年度からの円滑な施行に資するため、別紙のとおり「精神障害者訪問介護（ホームヘルプサービス）試行的事業実施要綱」を定め、平成11年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な運営を図られたいと通知する。

（別紙）

精神障害者訪問介護（ホームヘルプサービス）試行的事業実施要綱

1 目的

精神障害者訪問介護（ホームヘルプサービス）は、精神障害のため日常生活を営むのに支障のある精神障害者に対し、その者の居宅に訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣し、食事、身体の清潔の保持等の介助その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与することにより、もって精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とし、平成14年度より市町村を中心として本格施行されることとなったところである。

本事業は、精神障害者に対するホームヘルプサービスを試行的に実施することにより、平成14年度からの円滑な実施を目的とするものである。

2 実施主体

事業の実施主体は、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、ホームヘルパーの派遣については、管内の市町村に委託して実施するものとする。

3 実施内容

（1）精神障害者訪問介護評価検討委員会

ア 都道府県等は、市町村、保健所、精神保健福祉センター等の福祉・保健・医療関係者で構成する精神障害者訪問介護評価検討委員会（以下「評価検討委員会」という。）を置くものとする。

また、地域の実情に応じ、ホームヘルパーの派遣

について委託を受けた市町村（以下「事業実施市町村」という。）に置くことができるものとする。

イ 評価検討委員会は、精神障害者のホームヘルプに関する次の事項について、評価・検討を行う。

ホームヘルプによって得られたケースの集約、効果の評価、検討

ホームヘルプの対象となる精神障害者の状態像の検討

精神障害者の状態に応じたサービス内容、サービス量

ホームヘルパーの必要量、派遣の在り方

ホームヘルパーに対する研修の在り方

その他評価検討委員会で検討が必要と判断された事項

ウ 評価検討委員会は、事業実施市町村への助言・指導を行うこととする。

エ 評価検討委員会で検討された内容及び事業の報告等については、平成12年4月30日までに別途通知する様式により、事業報告書を提出すること。

（2）ホームヘルパーに対する講習の実施

ア 都道府県等はホームヘルパーに対して、精神障害に関する知識や、精神障害者との関係づくりの方法等を修得させるため、精神保健福祉センター等において精神障害についての講習会を実施するものとする。

- イ 講習会は、地域の実情に応じ、事業実施市町村において実施することができるものとする。
- ウ 講習会の開催に当たっては、平成14年度の本格施行に備え、事業を実施するホームヘルパーに限らず多数のホームヘルパーに参加させるよう努めるものとする。
- エ 講習内容については、別途通知する内容を基本とし、地域の実情に応じて実施するものとする。
- オ 事業を実施するホームヘルパーに対する講習受講期間中の手当等については、別に定めるところによる国庫補助の対象経費とする。

(3) ホームヘルパーの派遣

事業実施市町村は上記2)の講習を受けたホームヘルパーの事業対象者に対して派遣する。

ただし、人口規模の小さな市町村等において実施する場合には、複数の市町村で共同で行うことができるものとする。

ア 事業実施市町村は、対象者及びホームヘルパーにより線供されるサービスの内容の決定を除き、この事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、福祉公社及び医療法人等並びに昭和63年9月16日老福第27号・社更第187号老人保健福祉部長・社会局長連名通知による「在宅介護サービスガイドライン」の内容を満たす民間事業者等並びに別に定める要件に該当する介護福祉士に委託することができるものとする。

イ 事業対象者

本事業の対象者は、精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者であって、精神障害のために日常生活を営むのに支障があり、身体の清潔の保持等の介助等の便宜を必要とする場合とし、以下の各号に留意の上、事業実施市町村が保健所、医師等と連携の上選定するものとする。

ただし、手帳の申請とホームヘルプの利用申込みとを同時に行っても差し支えないものとする。

一定期間以上の入院歴がある等、長期間の療養により生活能力が低下しているものであること。

障害が重いか又は相当程度の介護を必要とし、かつ、精神障害者保健福祉手帳の認定基準の能力障害のうち、少なくとも「1 適切な食事摂取」又は「2 身の清潔保持」のいずれかに能力障害を有するものであること。

単身者であるか、又はその家族の高齢等により、

生活能力が低下していること。

ホームヘルパーを派遣して差し支えない程度に病状が安定していること。

事業対象者は、精神分裂病やうつ病等の疾患の種別、生活能力障害の程度（精神障害者保健福祉手帳の等級の1～3級の状態にそれぞれ該当する者）、単身者等の家庭環境を勘案して選定する等、できるだけ様々な状態の者が含まれることが望ましいこと。

ウ サービスの内容

事業対象者に対して提供されるサービスについては、特に精神障害による日常生活能力の障害に対応するため、バランスのとれた食事の摂取、掃除、洗濯、洗身等の清潔の保持、更衣等の便宜を図ることが重要であり、以下のようなサービスを提供すること。

なお、これらのサービスが、単なる家事援助でなく、援助を通じて精神障害者である事業対象者の回復を促すリハビリ的な側面も期待されることに留意すること。

食事の準備

身体の清潔の援助

住居等の掃除、整理整頓

買物の同行・助言（お金の使い方の助言、家計簿を一緒につける等。金銭を預かる等の財産管理は行わない。）

通院等の援助、定期的な服薬の助言（内服薬の確認、日付をつけて整理する等の服薬しやすい工夫、自分で勝手に中断している場合は本人に確認し医師、保健婦等に連絡する等であり、いわゆる医学的管理ではない。）

心配事の相談、話相手、隣近所とのつきあいの相談、関係づくり

また必要に応じ身体の介護に係るサービスも提供するものとする。

エ 利用手続き

市町村は、対象者に事業の趣旨を十分に説明し、ホームヘルパーの派遣希望の意志を確認すること。

当該精神障害者又はその者が属する世帯の生計中心者は、市町村長に対して利用の申込みをすること。

市町村長は、利用申込みがあった場合、すみやかに状況把握を行いホームヘルパーの派遣の可否を決定すること。

市町村長は、当該精神障害者の状況及びその置かれている環境を十分に勘案して、対象者に対するホームヘルパーの派遣回数、時間数（訪問から辞去までの実質サービス時間数とする。）及び提供されるサービスの内容を決定すること。

市町村長は、利用申込み者に対し、ホームヘルパー利用の応諾をする。

オ 保健婦等の同行訪問

事業対象者に対するホームヘルプサービスを行う際の利用者との円滑な関係づくりや、突然の病状の変化等の対応のために、訪問開始時及び適宜保健婦等を同行訪問させること。

カ 費用負担

事業の趣旨に鑑み費用の負担は求めないこととするが、平成14年度の本格施行以後は費用の負担が生じることとなるので、事業対象者にはその旨十分に説明すること。

キ ホームヘルパーの選考

本事業のホームヘルパーは、次の要件を備えている者のうちから選考するものとする。

心身ともに健全であること。

精神障害者福祉に理解と熱意を有すること。

精神障害者の介護、家事及び相談助言を適切に実施する能力を有すること。

4 事業実施上の留意事項

- (1) 事業を円滑に行うため、精神保健福祉センター、保健所等は市町村に対する技術的支援を行うこと。
- (2) 事業対象者に対しては、事業の趣旨を十分に説明し、円滑に協力が得られるようにしなければならない。
- (3) 事業の実施に参画した関係者等は、本事業において知り得た個人に関する秘密を他に漏らしてはならない。

5 経費の負担

この実施要綱により行う事業に要する経費については、別に定めるところにより国庫補助を行うこととする。